

2016年8月31日

私立大学図書館協会  
国際図書館協力委員会  
委員長 館 田鶴子様

## 2016年度 私立大学図書館協会 海外認定研修 (B) 報告書

—アメリカの図書館に於ける ILL Service と Fair Use の状況について—

国際基督教大学図書館  
五十嵐孝子

### 目次

はじめに	1
I 訪問した図書館	1
II 参加した Meeting と Session	1
III ILL Service について	2
III-1 Questionnaire	2
III-2 ILL Service の現況	2
III-3 大学図書館に於ける位置	3
IV Fair Use の状況について	3
終わりに	4
謝辞	4
注釈	4
参考文献・URL	5

## はじめに

周知のとおり国内に於いても、電子資料が増加傾向にある。筆者が奉職する国際基督教大学図書館では約 70 種類のデータベースが利用できる。他にインターネットからの入手可能な資料を含めると文献探索に使用するウェブサイトの数は計り知れない。このような状況に於いて国内では電子資料を相互利用として提供する図書館は多くはない。

現在国内で入手できない資料は、主に Global Interlibrary Loan Framework (GIF) プロジェクトを通してアメリカの提携図書館に依頼している。この場合、データ以外の細かな連絡は E-mail で直接相手館と行うが、対応は其々である。

そのような経験から、アメリカの図書館に於ける Interlibrary Loan (以下 ILL) Service の活動と、それに関わる Fair Use の状況について調査したいと思ったのがこの研修へ参加したきっかけである。

## I 訪問した図書館

研修期間 (6/21~6/28) に以下の 6 図書館を訪問した。

- Freer and Sackler Gallery of Art Library: 専門図書館
- National Gallery of Art Library(以下 NGAL): 研究図書館
- Georgetown University Joseph Mark Lauinger Memorial Library(以下 GUL): 大学図書館
- Library of Congress(以下 LOC): 議会図書館
- Disney Destinations Marketing

Resource Center (以下 DDMRC):

企業図書館

- Orlando Public Library(以下 OPL):

公共図書館

## II 参加した Meeting と Session

各館見学後に一時間程度の Meeting があり業務内容の説明と質疑応答があった。他に、参加した Meeting 2 件と、Session 2 件は次の通りである。

### Meeting

- Association of Research Libraries(以下 ARL): 北米図書館協会

“Trends in North American Research Libraries”, “LibQUAL Statistics Data” by Gary Roebuck & others

- American Library Association(以下 ALA): アメリカ図書館協会

“US copyright updates, fair use, and the latest on eBooks in public libraries” by Carrie Russell

### ALA Annual Conference Session

- “Resource Sharing in Tomorrowland: a Panel Discussion about the Future of Interlibrary Loan”
- “Undergraduate Librarian Discussion Group”



Georgetown University



Circulation at GUL \*1

### III ILL Service について

#### III-1 Questionnaire

各館訪問に際し、事前に ILL に関する質問をアンケートとして用意した。主な設問は次の通りである。(原文は英文)

- ・ 使用している ILL システムは何か
  - ・ 電子資料が増加したこの 10 年で申し込みにどのような変化があったか
  - ・ どの Consortium に参加しているか
  - ・ Patron-Driven-Acquisition<sup>(1)</sup>(以下 PDA)方式の選書を取入れているか
  - ・ ILL の将来、特に電子資料についてどう考えるか
  - ・ Fair Use の啓発活動<sup>(2)</sup>を行っているか
- この他、業務内容について幾つか質問し、最後に ILL Service についてのコメントを求めた。配布先は LOC、DDMRC を除く 4 館である。それに現地で開催された ILL Social event で知り合った Duke 大学、Princeton 大学、Emory 大学の各図書館の方々と、他に Buffalo 大学図書館に協力をお願いした。

#### III-2 ILL Service の現況

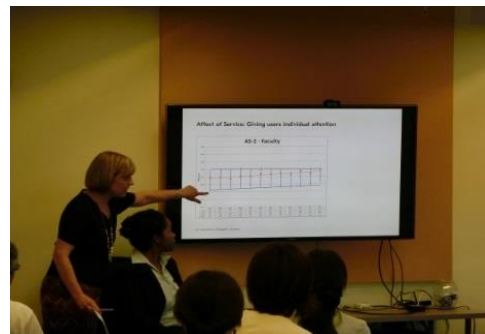
アンケートの回答は、5 件(8 件中)であ

った。設問及び回答については別紙<sup>(3)</sup>の表の通りである。ここでは帰国後の調査を含め、確認できた ILL Service の現況を述べる。

多くの図書館は、ILL システムに、ILLiad<sup>(4)</sup>を使っている。これは OCLC WorldCat、Resource Sharing にリンクし、スキヤニングや Electronic Delivery 機能を持つ Odyssey と連動する。エンドユーザーが ILLiad でリクエストした電子資料は、ログインを経て閲覧できるものもある。Copyright Clearance 処理も可能である。24 時間依頼可能な相互貸借システム RapidILL も使われる。このようなソフトを運用しながら、年間リクエスト数、何万件もの処理が行われている。利用者もネット上で容易に引用情報を見つけられるので、Full-text の入手を迅速に求めている。

将来も電子資料を ILL で提供するにはベンダー又は出版社との交渉が鍵となる。各館は地域で Consortium を組み、組織で出版社と交渉する。また、調査対象に PDA 方式の選書を取り入れている館はなかったが、Consortium 全体での利用回数を、購入の参考にしている所があった。

ARL は LibQUAL というアンケート調査を実施し、そのデータを分析して報告



ARL Meeting \*2



ILL office of NGAL

するなどメンバーをサポートしている。

アメリカの図書館では、現在も資料のアーカイブ化、オープンアクセス化を進めている為、今後も電子資料は増え続ける。曳いては検索対象のサイトも増えるであろう。

Princeton 大学の Bea 氏は、「ILL の役割は、利用者に必要とする資料を引き合わせることだ」と述べている。

なお、公共図書館 OPL では Amazon のような Commercial internet book market の方が安価で入手が早いとして数年前から ILL Service を停止している。

### III-3 大学図書館に於ける位置

大学図書館について言及すると、ILL の組織名称には、Access and Delivery、Circulation Service、Reference and Interlibrary、Resource Sharing 等が使われ、Staff Directory では、担当者の Role に ILL と示される。Buffalo 大学図書館の Organization Chart<sup>(5)</sup>によると、ILL Service は、Discovery & Delivery の Delivery+(ILLiad)に相当する。2016 年 1 月の改編以前は、Access Service 下の Circulation に入っていた。

書誌情報の確認や他大学との連携作業は Student worker<sup>(6)</sup>も担っている。

## IV Fair Use の状況について

図書館が提供する文献複写の作業と切り離せない法律に Fair Use がある。

アメリカの著作権法第 107 条にある排他的権利の制限：フェア・ユース(公正使用)では、公正な理由か否かを判断する基準として四つの要素<sup>(7)</sup>を示している。日本の著作権法例外第 31 条に相当するアメリカの著作権法第 108 条に、図書館に関する権利制限規定<sup>(8)</sup>がある。これらの相違は、日本の「条文上の制限範囲内での使用」と、アメリカの「制限事由に該当しない場合であっても、裁判所が『公正利用』と認めた場合には使用できる」(横山 2009)という点にある。

議会図書館への納本と同時に、著作権の登録制度があるが、これは著作物の保護要件というより訴訟要件である。Fair Use の法理は 19 世紀半ばより殆ど変更されておらず、著作権と Fair Use はこれまで何度も係争し、殆ど Fair Use の方に軍配が上がってきた歴史がある。

Fair Use には、利用する人々の篤い思いが込められているのであろう。



ILL Social event

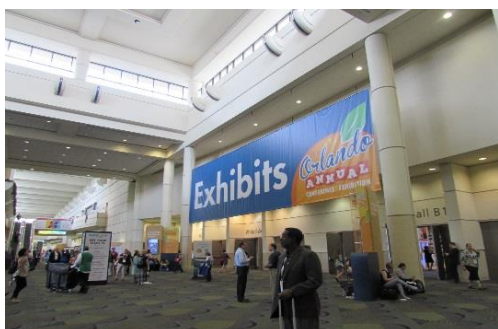
一方、企業側は **Fair Use** の透明性の欠如を問題にしている。しかし、情報そのものが変化してきている中、この法律を変更したら大変な事になるとして ALA は、**Fair Use** をフレキシブルに機能させ維持することが大切であり、情報へのアクセス自体が重要という立場である。

他に、**First Sale** といって最初に販売された図書はその後、著作権から解放される、という法律に基づく慣習がある。

また、**Fair Use** を補完するガイドライン **Rule of 5**<sup>(9)</sup> も併用されている。

1998 年に制定されたデジタルミレニアム著作権法においても **Fair Use** は免責行為に含まれ、これによって影響されることはない。

このような環境下にある **Fair Use** は海外への文献提供にも応用されているのであろう。



ALA Conference



The city of Alexandria

### 終わりに

今回の調査は、限られた日程の中で行われ、半分近くは帰国後の **E-mail** によるものである。然しながら、目的であったアメリカ図書館の **ILL Service** の現状を概観でき、**Fair Use** 事情を認識した。

以上を含み、本研修で得られた多くの知見を業務に活用し、より充実させ、発展させたいと考えている。

### 謝辞

本レポート作成にあたり、多くの方々にご協力を頂いた。ここにお名前を記し感謝を表したい。William Steele 教授、利根川樹美子氏、斉藤みか氏（以上本学）、Peter Bae 氏（Princeton University）、石川桃子氏（University at Buffalo, The State University of New York）、Edward 増井氏（丸善雄松堂）

### 注釈

- (1) **Patron-Driven-Acquisition**: 電子書籍を対象とした利用者主導型蔵書構築法
- (2) 啓発活動: ARL は年一回 **Fair Use Week** を設けて広報し、各館は **Copyright** の注意

書をホームページ上に詳しく記載している

- (3) アンケートの設問及び回答: 別紙 (“Responses to the Questionnaire”-PDF)
  - (4) ILLiad: InterLibrary **L**oan **i**nternet **a**ccessible **d**atabase; Interlibrary Loan transaction management tool 大学図書館、学術図書館、公共図書館等で使われる  
<[http://www.oclc.org/content/dam/oclc/services/brochures/211489usb\\_illiad.pdf](http://www.oclc.org/content/dam/oclc/services/brochures/211489usb_illiad.pdf)>.
  - (5) University at Buffalo Libraries Organization Chart:  
<<http://library.buffalo.edu/PDFs/OrgChart.pdf>>.
  - (6) Student worker: 図書館教育を目的に補助作業を行うアルバイト学生
  - (7) アメリカの著作権法第 107 条 排他的権利の制限:  
<[http://www.cric.or.jp/db/world/america/america\\_c1a.html#108](http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html#108)>.
  - (8) アメリカの著作権法第 108 条 排他的権利の制限 図書館および文書資料館による複製:  
<[http://www.cric.or.jp/db/world/america/america\\_c1a.html#108](http://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html#108)>.
  - (9) Rule of 5: 図書館・研究者・出版社の間で合意した図書館が行う文献複写活動の合法性を判断する基準
- 写真提供 \*1, \*2: 丸善雄松堂 libservice

#### 参考文献・URL

- 伊藤倫子. 「米国大学図書館における ILL 活動の発達と現状」『情報の科学と技術』  
東京. 社団法人情報科学技術協会. 61(10) (2011) : 401-409.
- 国立国会図書館関西館図書館協力課編集. 『米国の図書館事情 2007 : 2006 年度国立国会  
図書館調査研究報告書』 東京. 日本図書館協会. 2008 年
- マーシャル・A・リーファー著. 牧野和監訳. 『アメリカ著作権法』 東京. 雄松堂出版.  
2008 年
- 横山久芳. 「東京弁護士会知的財産権法部 判例研究 (24) 著作権の制限とフェアユー  
について」『パテント』 東京. 日本弁理士会. 62(6) (2009) : 48-62.
- Georgetown University Library Interlibrary & Consortium (WRLC) Loans  
<<http://www.library.georgetown.edu/loans>>.
- Princeton University Library Interlibrary <<https://library.princeton.edu/services/interlibrary-services>>.
- University at Buffalo Libraries Delivery+ <<http://library.buffalo.edu/delivery/>>.
- University of Pennsylvania Libraries <<http://www.library.upenn.edu/>>.
- (以上 4 件のアクセス日 : 2016 年 7 月 13 日)